プロテクト・リフォームローンⅡ（無担保）

令和６年１２月　１日現在

商品名	にししんプロテクト・リフォームローンⅡ（㈱ジャックス）

1.お使いみち	（居住用が対象） ①　住宅の増改築および住宅設備機器購入 ②　バリアフリー工事および介護機器購入 ③　キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム ④　耐震強化工事資金等 ⑤　上記①～④のリフォーム資金と、他金融機関・他社リフォームローンの借換を合わせた資金 ただし、借換対象ローンで直近６か月以内に返済遅延がないことが条件です。 ⑥　上記①～④のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 ただし、住宅ローンは返済実績５年以上あり、かつ直近６か月以内に返済遅延がないことが条件です。 ⑦　無担保リフォームローンの借換資金 ただし、借換対象ローンで直近６か月以内に返済遅延がないことが条件です。 ⑧　当金庫住宅ローン利用者金利引下げ適用（西中国信用金庫で住宅ローンをご利用中の方） ア　上記①～⑤および⑦の資金 イ　上記①～④のリフォーム資金と、当金庫住宅ローンの借換を合わせた資金 ⑨　上記①～⑥の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金 ※原則として、ご融資金を業者に振込ませていただきますが、資金使途⑨については、業者振込が困難な場合は、１００万円または資金使途①～⑥の借入額に対し３０％のいずれか低い額であれば、工事完工後に当金庫取引口座への振込を可とします。
2.ご利用いただける方	・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満１８歳以上満６５歳以下の方 ※ただし、完済時の年齢が満８０歳以下の方 ・勤続（営業）年数が１年以上、かつ安定・継続した収入の見込める方 ・対象不動産が申込人または同居家族所有物件である方 ・原則として団体信用生命保険に加入できる方。 ※ただし、ご融資金額が３００万円以内かつご融資期間が１０年以内の場合についての加入は任意とします。 ・(株)ジャックスの保証が受けられる方
3.ご融資金額	・１０万円以上１,０００万円以内（１万円単位） （２０歳未満の方は３００万円以内） ※ご融資金額に諸費用は含みません。
4.ご融資限度額	・１，０００万円以内（１万円単位）
5.ご融資期間	・６ヶ月以上２０年以内（１か月単位） ※ただし、団体信用生命保険に加入できない方は、１５年以内とします。
6.ご返済方法	・毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の５０％以内の元金について６か月毎のボーナス併用返済ができます。
7.ご融資利率	・変動金利型 ・長期プライムレートを基準金利とし、基準金利の変更に連動し、ご融資利率を年２回変更する変動金利制とします。 ※毎年５月１日と１１月１日現在の長期プライムレートを基準とし見直し、５月１日基準の住宅ローン金利は８月のご返済分から、１１月１日基準の住宅ロー

<table>
<tr><td></td><td>ン金利は２月のご返済分からの適用となります。
・ご融資利率には団体生命保険料が含まれています。
・ご融資の利率は、ご契約時の基準金利により決定いたしますので、現在のご融資利率は店頭窓口までお問い合わせ下さい。
・店頭窓口までお申出いただければ、返済額を試算いたします。
・遅延損害金は、返済すべき元金に対し年１８.２５％となります。
・西中国信用金庫で住宅ローンをご利用中の方は、基準金利より０．２％引下げたご融資利率を適用できます。</td></tr>
<tr><td>8.担保</td><td>・不要です。</td></tr>
<tr><td>9.保証人</td><td>・原則として不要です。ただし、以下の場合は連帯保証人が必要となります。
① 団体信用生命保険未加入の場合。ただし、借入金額が３００万円以下、かつ借入期間が１０年以内で団体信用生命保険任意未加入の場合は必要ありません。
② 保証会社が必要と判断した場合。</td></tr>
<tr><td>10.保証会社・保証料</td><td>・株式会社ジャックス　保証料はご融資利率に含まれています。</td></tr>
<tr><td>11.手数料</td><td>・住宅ローンの費用に係る当金庫事務手数料
<table>
<tr><td rowspan="2">新規契約手数料</td><td>住宅ローン契約３００万円以上</td><td>５５，０００円</td></tr>
<tr><td>住宅ローン契約３００万円未満</td><td>１１，０００円</td></tr>
</table>
※その他に、契約書に貼付する印紙税等が必要となります。
・繰上げ返済をされる場合や、返済条件の変更をご希望される場合は、次の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承下さい。
<table>
<tr><td>一部繰上げ返済される場合</td><td>５，５００円</td></tr>
<tr><td>全額繰上げ返済される場合</td><td>３３，０００円</td></tr>
<tr><td>返済条件変更手数料</td><td>５，５００円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12.申込時必要書類</td><td>・所得確認書類
給与所得者の方：源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書いずれか（写）
自営業者の方　：納税証明書（１、２）または確定申告書(控)（写し）
・本人確認書類
運転免許証の写し（取得していない場合は顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書いずれかの写しで可）
・資金使途確認書類
見積書、売買契約書または工事請負契約書（写）
ただし、資金使途⑨で５０万円以下の場合は、見積書は不要です。
※資金使途に借換を含む場合
借換対象ローンの償還表の写し
直近１年間の返済状況を確認できる資料（通帳の写し等）
・該当建物の不動産登記簿謄本、もしくは要約書、インターネット登記情報</td></tr>
<tr><td>13.苦情処理措置・紛争解決措置</td><td>・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。
・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もありま</td></tr>
</table>

	す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14.その他	・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫